

# 美里町から転出される方へのお知らせ

美里町在住中は、本町発展のためにご協力をいただきありがとうございました。  
 新しい住所に**住み始めた日から14日以内**に転入先の市区町村で転入のお手続きをしてください。  
 転出予定日の前日までに住民票が必要になった場合、転出証明書と本人確認書類をご持参ください。  
 ※転出しなくなった場合は、転出証明書を持参のうえ、美里町にて転出取り消しの手続きをしてください。



美里町マスコット  
ミムリン

## 転入届に必要なもの

- 転出証明書(転入届の特例により転出届出された方は転出証明書はありません。)
- マイナンバーカード(お持ちの方)  
※転入先で暗証番号の入力が必要となります。
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

※代理人が届出をする際は、異動者本人直筆の委任状が必要な場合があります。  
 事前に転入先の市区町村にご確認ください。

- ❖ 下記に該当する方は手続きが必要となりますので、担当窓口で手続きをしてください。
- ❖ 市外局番はすべて(0495)です。

対象となる方	美里町での手続き	担当(☎)	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって抹消となります。 印鑑登録証(カード)をご返却ください。 転出予定日前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と印鑑登録証、本人確認書類をご持参ください。	①住民保険課 住民係 (76-1366)	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。 市区町村によって手続きが異なりますので、新住所地の窓口でお問い合わせください。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	手続きはありません。		マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを新住所地の窓口を持参のうえ、手続きをしてください。
在留カード、特別永住者 証明書をお持ちの方	手続きはありません。		在留カード、特別永住者証明書を新住所地の窓口を持参のうえ手続きをしてください。
国民健康保険 に加入している方	「国民健康保険被保険者証」をご返却ください。	①住民保険課 保険年金係 (76-1366)	新住所地で加入手続きをしてください。
後期高齢者医療保険 に加入している方	「後期高齢者医療被保険者証」をご返却ください。 転出される方には「負担区分等証明書」をお渡します。		新住所地に「負担区分等証明書」を持参のうえ加入手続きをしてください。
国民年金 に加入している方	手続きはありません。		年金手帳を新住所地の窓口を持参のうえお問い合わせください。
国民年金 を受給している方	手続きはありません。		新住所地でお問い合わせください。
介護保険被保険者証 をお持ちの方	要介護(要支援)認定を受けていない方 「介護保険被保険者証」をご返却ください。 要介護(要支援)認定を受けている方 「介護保険被保険者証」を返却いただき、「受給資格証明書」をお受け取りください。	②介護福祉課 介護高齢者係 (76-5132)	新住所地でお問い合わせください。 要介護(要支援)認定を受けている方は、転入日から14日以内に美里町発行の「受給資格証明書」を持参のうえ、手続きをしてください。
緊急通報システム を利用していた方	通報機・ペンダントをご返却ください。		
おむつ等を町から 支給されていた方	担当までご連絡ください。		
見守り高齢者等探索システム を利用していた方	担当までご連絡ください。		
高齢者見守りキーホルダー 等交付されていた方	担当までご連絡ください。	②介護福祉課 包括支援係 (76-1325)	
重度心身障害者医療 を受けている方	重度心身医療費受給者証をご返却ください。		新住所地で手続きをしてください。
各障害者手帳 をお持ちの方	施設等に入所される場合は、障害者手帳をご持参のうえ、手続きをしてください。	②介護福祉課 障害福祉係 (76-5132)	新住所地で住所変更の手続きをしてください。 各種手帳交付の手続きは都道府県によって異なります。 県外へ転出する場合は、新住所地でお問い合わせください。

対象となる方	美里町での手続き	担当 (☎)	新住所地での手続き
こども医療費を受けている方	「こども医療費消滅届」を提出し、受給者証をご返却ください。	③こども未来課 こども福祉係 (76-2277)	新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費を受けている方	「ひとり親家庭等医療費消滅届」を提出し、受給者証をご返却ください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
児童手当を受けている方	手続きはありません。		新住所地で手続きをしてください。 申請の際には「受給者・配偶者のマイナンバー」が必要になります。
(特別)児童扶養手当を受けている方	「(特別)児童扶養手当転出届」または「資格喪失届」を提出してください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
保育園に入園している方	「退所届」を提出してください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
幼稚園に入園している方	「認定変更届」を提出してください。		新住所地で手続きをしてください。 手続きについては、新住所地にあらかじめお問い合わせください。
妊娠中の方	手続きはありません。 (母子手帳はそのまま使用できます。)	③こども未来課 子育て支援係 (76-2277)	美里町発行の「妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券」は利用できなくなりますので、残った分の受診票をもって新住所地で手続きをしてください。
乳幼児の予防接種を受けられる方	手続きはありません。		美里町発行の予診票は利用できなくなりますので、残った分の予診票をもって新住所地で手続きをしてください。
原付バイク(125cc以下)小型特殊車両 ミニカーをお持ちの方 (美里町のナンバーが付いた車両をお持ちの方)	美里町内で引き続き使用する場合は、担当までご連絡ください。 新住所地で使用する場合は「廃車申告書」を提出し、「廃車証明書」をお受け取りください。 ※必要なもの:ナンバープレート	④税務課 資産税係 (76-5131)	新住所地に「廃車証明書」を持参し、新しいナンバープレートを取得してください。
125ccを超えるバイクをお持ちの方	手続きはありません。		新住所地の管轄の陸運支局で、住所変更の手続きをしてください。
軽自動車(二輪除く)をお持ちの方	手続きはありません。		新住所地の管轄の軽自動車検査協会で、住所変更の手続きをしてください。
防災行政無線戸別受信機の貸与を受けている方	世帯すべて転出の場合は戸別受信機をご返却ください。	⑤総務課 自治防災係 (76-1115)	
犬の登録をされている方	手続きはありません。	⑤総務課 生活環境係 (76-1115)	美里町で交付した「鑑札」を持参のうえ、新住所地で登録変更の手続きをしてください。
水道の使用を休止される方	水道の使用を休止される方は、あらかじめご連絡ください。	⑨上下水道課 業務係 (76-1118)	
浄化槽の使用を休止される方	「浄化槽使用休止届出書」に浄化槽の清掃記録を添付し、提出してください。		
公共下水道の使用を休止される方	水道の使用を休止される方は、公共下水道の使用休止届を提出してください。		
農業集落排水の使用を休止される方	世帯すべて転出の場合は、中止届を提出してください。		
町立小中学校に在学している方	在学中の学校に、転出することを報告し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお受け取りください。	⑩学校教育係 (76-0201)	新住所地の窓口でお問い合わせください。

みりよく  
『ふるさと納税』で美里町を美力的なまちに 離れていても応援できる！あなたの思いがまちの未来を創る！

ふるさと納税は、生まれたふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度です。  
美里町では、この制度を活用し、子育て支援やまちづくりの整備などを行っています。  
寄附者の皆様は、寄附金額に応じて所得税や住民税の控除が受けられます。  
また、美里町から感謝の気持ちを込めて、特産品をお贈りします。

「美里町へ戻って来たい…」そう思えるまちづくりを目指しています。  
離れていても応援できます。皆様の応援お待ちしております。



ふるさとチョイス



楽天ふるさと納税

【問合せ】総合政策課 財政係 0495-76-1114